

富田林市こどもの権利条例【骨子案 ver2】

「富田林市こどもの権利条例【骨子案】」は、令和6年度に実施したこどもの声を聴く取組とこどもの権利に関する条例検討委員会（以下、「本委員会」という）の意見をもとに作成しました。

【解説】では、条文について説明しています。

目次

前文

第1章 総則

- ・ 条例の目的
- ・ 用語の定義
- ・ 基本理念

第2章 こどもの権利

- ・ こどもの権利の保障

第3章 こどもの権利を保障するための役割

- ・ 共通の役割
- ・ 市の役割
- ・ 保護者の役割
- ・ 市民等の役割
- ・ 育ち学ぶ施設の役割

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進

- ・ こどもの権利の周知・啓発
- ・ こどもの権利侵害の防止・救済
- ・ こどもの意見表明および参加
- ・ こどもの権利を保障する施策の推進
→ 貧困の防止と解消・居場所・相談・学び・支援

第5章 こどもの権利の擁護・救済

- ・ 富田林市こどもの権利擁護・救済委員（仮）の設置

第6章 条例の推進

- ・ 計画
- ・ 評価および検証
- ・ 関係機関との連携および施策、計画との整合

条例の名称案

富田林市こどもの権利条例

「に関する(関係する)」を削除することで「こどもの権利条例」をより鮮明化できます。

前文

「前文」は条例を制定する目的・基本理念を子どもや大人にわかりやすく伝えるために、規定します。また、子どもたちが、自分たちの条例であるという実感を持ってもらうことも重要です。

そのため、前文には以下の内容を盛り込みます。

- ①こどもの想いを込める
- ②子どもから大人へのメッセージ
- ③本市が目指す条例(市の基本的な考えや姿勢を明らかにする)

前文の作成方法

- ①・②は令和 7 年度実施予定の子どもたちが条例作りに関わる取組「こどもの権利条例いっしょに作ってみない会？」において作成します。
- ③は条例検討委員会において作成します。

第1章 総則

「第1章 総則」では、条例の目的、用語の定義、基本理念を規定しています。

条例の目的

この条例は、今と未来のすべてのこどものために、市全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することで、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることが出来るまちを実現することを目的とする。

【解説】

本条では、本条例の目的を規定しています。条例により、市全体でこどもの権利を保障する、まちづくりを推進することで、子どもたちが自分らしく、安心して、幸せに生きることが出来るまちを実現していきます。

用語の定義

○「子ども」とは

18 歳未満の者、その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者

○「保護者」とは

親、里親その他の親に代わり子どもを養育する者

○「市民等」とは

市内に住所を有する者および市内に通勤し、または通学する者

市内で事業を営む個人、法人または団体(以下、「事業者」という)

市内で子どもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体(以下、「育ち学ぶ活動を行う団体等」という)

市内でその他の活動を行う個人、法人または団体

○「育ち学ぶ施設」とは

保育所、幼稚園、学校、その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設

【解説】

本条例で使用する「子ども」、「保護者」、「市民等」、「育ち学ぶ施設」の言葉の意味を規定しています。

「子ども」の定義について

児童の権利に関する条約(以下、「子どもの権利条約」)に基づき、「18 歳未満の者」と表しました。「18 歳未満の市民」とせずに、「者」と定義することで、市内に在住することもだけでなく、在学・在勤することも含みます。

また、子ども基本法の理念を踏まえ、ひらがなの子どもを使用し、「その他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者」を併記することで、高校に在学する 18 歳以上の者、児童養護施設を 18 歳で退所した後の支援が必要な人など、必要な支援が 18 歳や 20 歳といった特定の年齢で途切れることなく行うことができることを表しています。

「保護者」の定義について

保護者とは、親、里親その他の親に代わり子どもを養育する者のことです。その他の親に代わり子どもを養育する者とは、死亡等により親がいない場合の未成年後見人や親に代わり実際に子どもを養育している祖父母などが該当します。

「市民等」の定義について

市内に住所を有する者および市内に通勤し、または通学する者は、市内に住んでいる人、働いている人、学んでいる人のことです。

市内で事業を営む個人、法人または団体は、市内の事業者のことです。

市内で子どもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体は、子ども食堂、地域のスポーツクラブなどを運営する NPO を含む市民活動団体や塾など子どもの習い事を行う法人や自治会などのことです。

市内でその他の活動を行う個人、法人または団体は、市内で上記以外の活動を行っている者または

団体のことです。

「育ち学ぶ施設」の定義について

市内にある、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、児童養護施設、児童館、学童クラブ、地域子育て支援拠点事業を行う施設、不登校のこどもを支援する施設いわゆるフリースクールなど、こどもが育ち、学び、活動するために利用する施設が該当します。

基本理念

こどもの権利は、次に掲げる基本理念に基づき、保障されなければならない。

- (1) こどもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができる。
- (2) こどもは、安心して生き、育つことができる。
- (3) こどもは、自分の意見を表すことができ、その意見が尊重される。
- (4) すべての人は、こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を優先して、考慮しなければならない。

【解説】

ここでは、本条例の基本的な考え方を規定しています。この基本的な考え方とは、子どもの権利条約の4つの原則やこどもたちの意見などをもとに、(1)差別の禁止、(2)生命・生存・発達の権利の保障、(3)意見表明権の保障、(4)最善の利益の追求を規定しました。

本条例においても、子どもの権利条約やこども基本法の「一般原則」を前提としています。

第2章 こどもの権利

「第2章 こどもの権利」では、子どもの権利条約とこども基本法に基づき、こどもは権利の主体としてすべてのこどもの権利が保障されることを前提に、市全体で重点的に保障に取り組むべきこどもの権利について規定しています。

こどもの権利の保障

こどもは、児童の権利に関する条約(以下、「子どもの権利条約」という)とこども基本法に基づき、権利の主体として全てのこどもの権利が保障される。

次に掲げるこどもの権利は、市全体で重点的に保障に取り組むものとする。

- (1) どのような理由でも差別されない権利
- (2) あらゆる暴力から守られる権利
- (3) 自分の意見や考え、気持ちを表し、それが尊重される権利
- (4) 自分に関わることに参加する権利
- (5) 自分に関わることを自分で決める権利
- (6) 安心して生き、育つ権利
- (7) ありのままの自分で生きる権利
- (8) 休む・遊ぶ権利
- (9) 相談する権利
- (10) 学ぶ権利

【解説】

こどもは子どもの権利条約に定められたすべてのこどもの権利が保障されます。

また、こどもたちが持つさまざまな権利は相互に密接に関連・依存しあうものであり、どの権利がもっとも重要であるというようなことはありません。一方、本条例の制定に先立ち行なわれたアンケート調査やワークショップでは本市のこどもたち自身が守られていないと感じるなど、特に関心をもっている権利があります。そのため、本条例では市全体で重点的に保障に取り組むべき権利について言及しました。

- (1) どのような理由でも差別されない権利

「どのような理由でも差別されない権利」とは、すべてのこどもは、こどもであること、海外に生まれてきたこと、障がいがあること、性別、意見、考え、経済状況などのどんな理由があっても、差別されない権利です。

- (2) あらゆる暴力から守られる権利

「あらゆる暴力から守られる権利」とは、いじめや暴力、虐待などあらゆる暴力から守ってもらえる権利です。

- (3) 自分の意見や考え、気持ちを表し、それが尊重される権利

以下、順番に例示を入れ、わかりやすい解説を素案の段階で記載します。

第3章 こどもの権利を保障するための役割

「第3章 こどもの権利を保障するための役割」では、「共通の役割」、「市の役割」、「保護者の役割」、「市民等の役割」、「育ち学ぶ施設の役割」について規定しています。

共通の役割

○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもの権利を理解・尊重し、保障する。

○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもの意見を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮する。

○だれであっても、こどもにいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等のこどもの権利侵害を行ってはならない。

【解説】

市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設が共通して守らなければならない役割について規定しています。

基本理念にもあるように、こどもには意見表明権があり、大人はこれを保障する必要があります。また、アンケート等の結果から、大人がこどもの意見を聴き、尊重することで、こどもたちの家庭や学校生活の満足度や幸福度の向上につながることが分かりました。そのため、こどもの意見を聴き、尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを記載しました。

市の役割

○市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等、育ち学ぶ施設と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進する。

【解説】

市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等、育ち学ぶ施設と協力しながら、第4章こどもの権利を保障するまちづくりの推進、第5章こどもの権利の擁護・救済、第6章条例の推進などの取組を進めます。

保護者の役割

○保護者は、こどもが安心して暮らすことのできる環境の確保に努める。

○保護者は、市が実施するこどもの権利を保障するまちづくりの推進について協力する。

【解説】

多くのこどもが「安心して暮らせる」ことを望んでおり、家庭で安心して暮らすことが求められていることから、保護者の役割として記載しました。

市民等の役割

- 市民等は、市が実施するこどもの権利を保障するまちづくりの推進について協力するよう努める。
- 市民等は、地域がこどもにとって安心して生き、育つことができる場であることを認識し、地域社会全体でこどもを見守り、支援するよう努める。
- 事業者(市民等のうち、市内で事業を営む個人、法人または団体のこと。)は、その従業員が、こどもの権利を保障することができる環境(仕事と子育てを両立できる環境)をつくるよう努める。
- 育ち学ぶ活動を行う団体等(市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体のこと。)は、市、保護者、育ち学ぶ施設と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進するよう努める。

【解説】

「地域」とは、こどもが生活する身近な範囲を想定しています。地域は、多様な体験機会を生み出すこどもの育ちの場であり、安心して過ごせる場でもあります。こども同士の交流や、地域の大人との多様な関わりを通して、こどもは成長していきます。

そこで、市民等がこどもたちと積極的に関わり、こどもを見守り、支援する努めがあることを記載しています。

また、市民等のうちの事業者の役割として、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点から、働く者がこどもとの関わりを深めることができる職場の環境づくりを推進することを記載しました。

さらに、市民等のうちの育ち学ぶ活動を行う団体等の役割として、市、保護者、育ち学ぶ施設と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進するよう努めることを役割として記載しました。

育ち学ぶ施設の役割

- 育ち学ぶ施設は、市、保護者、市民等と協力・連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進する。
- 育ち学ぶ施設は、関係機関と協力しながら、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を防止・救済する。

【解説】

育ち学ぶ施設は、こどもにとって、学びや交流の場であると同時に、多くの時間を過ごす生活の場となっており、こどもにおよぼす影響は極めて大きいものがあります。

そのため、育ち学ぶ施設の役割として、こどもに身近な場であることを考慮し、市、保護者、市民等と連携して、こどもの権利を保障するまちづくりを推進することを記載しています。

そのほか、問題の内容に応じて、児童相談所や各種相談機関、第5章で記載しているこどもの権利擁護・救済委員(仮)のほか、弁護士、医師など、関係者と協力して、こどもの権利侵害からの適切な救済、回復に向けた対応が必要です。そのため、関係機関と協力しながら、こどもの権利侵害を防止・救済することについて記載しています。

第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進

「第4章 こどもの権利を保障するまちづくりの推進」では、「こどもの権利の周知・啓発」、「こどもの権利侵害の防止・救済」、「こどもの意見表明および参加」、「こどもの権利を保障する施策の推進」について規定しています。

こどもの権利の周知・啓発

○市は、子どもの権利条約の積極的な周知・啓発を行う。

○市は、こどもがこどもの権利について学び、これに関する本市の制度等の情報提供を受ける多様な機会を提供する等の取組により、周知・啓発を行う。

○市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、市職員が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、周知・啓発を行う。

○市は、こども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設がこどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、富田林市こどもの権利の日を定める。

○富田林市こどもの権利の日は、11月20日とする。

【解説】

こどもの権利を保障していくためには、市、市民等、保護者、育ち学ぶ施設そしてこどもは、こどもの権利に関する認知度・理解度を向上する必要があります。そのため、周知を行うことは重要です。

アンケート等の結果から、こどもの権利について学校で教えることや大人たちにもっとこどもの権利を伝えるといったことの重要性に関する意見が多くありました。

そのため、こどもにこどもの権利についての学習の機会を設ける、相談機関などの情報提供をするなどの取組を行い、周知・啓発することを規定しました。また、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、市職員に周知・啓発を行うことも規定しました。

さらに、重点的に周知を行う日として「こどもの権利の日」を設けることを記載しました。11月20日は「世界子どもの日」で、子どもの権利条約が国連総会で採択された日です。

こどもの権利侵害の防止・救済

○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもへのいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害の防止および早期発見に努める。

○市および育ち学ぶ施設は、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を受けたこどもを適切かつ迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

○市および育ち学ぶ施設は、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害の防止・救済に関する研修を行うよう努める。

【解説】

いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性加害、デートDV等のこどもの権利を侵害することは、こどもの自尊感情を傷つけ、こどもの成長に深刻な影響を与えます。だれであってもその行為を行うこと

は許されません。

市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、日常的にこどもに関わり、こどもの権利を保障していく立場にあるため、未然防止と早期発見に努める必要があります。また、こどものセーフガーディング※の取組に努めることも必要です。

そして、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等を受けたこどもを発見した時は、必要な支援を行い、関係機関と連携して、適切かつ迅速に救済することについて記載しました。

※活動に携わるあらゆる人が、その活動を通して直接的、間接的にかかわるこどもたちに、いかなる形の不利益も生じることがないように、活動の企画や運営のなかで可能な限り必要な施策を事前に定め、予防のための行動をとることです。日本ユニセフ協会ウェブサイト(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_childsafeguarding.html)から引用。

こどもの意見表明および参加

○市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、こどもに関することについて、こどもが意見を表明できる機会を設けるよう努める。

○市は、こどもに関する施策および計画、これらの実施結果の評価などを行うときは、こどもが意見等を表明できる、または参加できる機会を設ける。

○市は、上記の機会を設けるとときには、こどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いる。

○市は、こどもの意見を尊重し、こどもに関する施策等に反映するよう努める。

【解説】

本委員会では、こどもの参加、意見表明について議論を重ねてきました。ワークショップやヒアリングのこどもの意見でも、「意見はこどもにもたくさんあるから言わせてよ」、「こどもの意見を聞いたうえで「反映」させてほしい」といった意見表明に関する意見が数多く寄せられました。そこで、こどもに関する様々な場面で、こどもが参加し、意見を表明する機会を保障するため、こどもの意見表明および参加について明記しました。

富田林市では、若者が富田林に必要な施策や取組など、まちづくり全般に関する事項について検討・協議・提案する場である「若者会議」や、小中学校では「小学生・生徒会サミット」を開催しています。今後こうした活動等の継続に加え、こども会議やこどもの意見箱など市の施策にこどもの意見が反映される多様な参加の手法を検討します。

こどもの権利を保障する施策の推進

(貧困の防止と解消)

○市は、全てのこどもがだれ一人取り残されることなく、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、こどもの貧困の防止と解消に向けた取組を推進する。

(居場所)

○市は、こどもが楽しく遊んだり、休んだりし、安心して自分らしくいられる、多様な居場所づくりを推進する。

(相談)

○市は、こどもが悩んでいることや困っていること等について、気軽に安心して相談できる多様な環境づくりを推進する。

○こどもからの相談を受けた者は、こどもの権利の救済または擁護に必要な場合を除き、その相談に関する秘密を守らなければならない。

(学び)

○市は、こども一人ひとりの心身の状況、置かれている環境等に応じて、こどもが望む形で学ぶことができる多様な環境づくりを推進する。

(支援)

○市は、こどもの置かれた状況に応じて、一人ひとりに合わせた支援を行う。

○市は、保護者がこどもの権利を保障することができるように、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行う。

○市は、こどもの権利の保障について、市民等、育ち学ぶ施設と協力するとともに、こどもの権利を保障するための活動を支援する。

【解説】

(貧困の防止と解消)

全てのこどもが、だれ一人取り残されることなく、生まれ育った環境によって左右されることなく、すこやかに育ち、学ぶことができるようにならなければなりません。平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は令和6年の改正で、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されました。

これらのことから、市はこどもの貧困の防止と解消に向けて、取組を推進することを明記しました。

(居場所)

こどもの居場所は、地域の中でこどもたちが安心して過ごせ、自由に友達と遊んだり、ひとりでゆっくり休んだりでき、自分らしくいることができる場所として、とても重要です。アンケート結果から友達と遊ぶ・勉強する場所を増やすといった「遊び」の居場所を求める声が多く挙がっています。

さらに、アンケートだけでなく、多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリングでも、家や学校にいたくない時に過ごせる場所を増やすことが求められています。そのため、市はこどもが遊んだり、休んだりできる多様な居場所づくりを推進していくことを記載しました。

(相談)

こどもは悩みや困りごとを抱えることもあります。その時に相談できる人がいることは、安心して過ごすことができる一つの要因です。アンケートの結果、「相談できる人がいない」と回答したこどもが一定数いることが分かりました。さらに、その相談をする人に関しては信頼関係の構築が重要であることがこどもたちの意見から多く寄せられています。

これらのことから、安心して相談できる環境の整備など多様な環境づくり推進すること、こどもから受けた相談内容の守秘義務について記載しました。

（学び）

こどもの学びは、こども一人ひとりの状況に適していることがとても重要です。多様な学び・生活環境にあるこどもへのヒアリングの結果から、言語や文化の違い、障がいの有無、家庭環境、不登校など、様々な状況にあるこどもたちが学ぶことができる多様な環境づくりがこどもたちから求められています。

（支援）

こどもの権利を保障するためには、こどもへの支援だけでなく、こどもの権利を保障する人や団体への支援が求められています。そのため、こどもへの支援に加え、保護者、市民等、育ち学ぶ施設への支援を記載しました。

第5章 こどもの権利の擁護・救済

「第5章 こどもの権利の擁護・救済」では、いじめや体罰、虐待、差別等の権利侵害からの擁護・侵害の防止・救済を図るための制度として、「こどもの権利擁護・救済委員(仮)」の設置を規定しています。

「こどもの権利擁護・救済委員(仮)」には、「救済」、「調査・調整」、「制度改善」、「周知・啓発」という4つの機能を踏まえ、「委員の仕事」を定義しています。

富田林市こどもの権利擁護・救済委員(仮)の設置

○権利擁護・救済委員(仮)(以下、「委員」という)の設置

- ・こどもの権利の擁護およびこどもの権利の侵害の防止、こどもの権利の侵害に対する救済を目的
- ・市長の附属機関として設置

○委員の仕事

委員は、こどもの権利の擁護およびこどもの権利の侵害の防止、こどもの権利の侵害に対する救済について、以下の仕事を行う。

- ・相談に応じ、必要な支援をすること。
- ・申立てまたは自己発意により、調査または調整を行うこと。
- ・勧告または要請を行うこと。
- ・制度の改善など市に意見を述べること。
- ・こどもの権利およびこどもの権利擁護・救済委員(仮)について周知・啓発を行うこと。

○委員の定数

- ・委員の定数は、3 人以内とする。

○委員の委嘱

委員は、以下の者のうちから市長が委嘱する。

- ・こどもの権利について見識を有する。
- ・第三者として独立性を保持している。

○委員の任期

委員の任期は 3 年とし、再任することができる。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○委員の責務

委員は、職務の遂行にあたり、次のことを守らなければならない。

- (1)こどもの権利の擁護者として、こどもの意見等を聴き、こどもの最善の利益を図るよう努める。
- (2)関係機関・関係者と連携を図り、職務の円滑な遂行に努める。

(3)仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とする。

○委員への協力

- ・市は、委員の職務の遂行について、独立性を尊重するとともに、積極的に協力する。
- ・保護者、市民等、育ち学ぶ施設は、委員の職務の遂行について、積極的に協力するよう努める。
- ・市は、委員から意見を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとる。

○活動状況の報告

委員は毎年、活動状況等を市民等および市長に報告し、市長は、それらを公表する。

○相談・調査専門員の設置

- ・委員を補佐するため、こどもの権利に係る相談・調査専門員を置く。

【解説】

アンケート結果をみると、本市において、いじめや差別等、「守られていないこどもの権利がある」と回答したこどもが一定割合いることが分かりました。

現在、本市には教育相談窓口や電話相談といった既存の制度がありますが、これら学校以外の窓口ではこどもからの相談が非常に少ないのが現状です。

さらに、アンケートの結果では「相談できる人」がいないと回答したこどもが一定数存在していることが分かりました。また、こどもの権利を守るためには、「気軽に遊びに行けて、話を聞いてくれる場所」や「誰にも知られずに相談できる場所」を求める声が多く寄せられています。これは、既存の窓口だけではこどもたちが利用しづらい、十分ではないことを示しています。

また、こどもの権利侵害問題は複雑に絡み合うことが多く、一つの部署だけで対応するのは困難です。そのため、部署を越えた独立性と連携性、そしてそれらを支える高い専門性を備えた機関が必要です。

そして重要なのは、こどもの「相談する権利」を保障することです。これまでの経緯を踏まえ、こどもたちが主体的に相談につながり、自らの力で問題を解決していくことを支援する機関が求められています。

そのため、こどもが困ったときや悩みを抱えたときに、気軽に相談でき、さらに権利侵害などの深刻な問題に直面した場合には、適切な救済ができるように、こどもの話を聞き、こどもに寄り添い、こどもにとって最も良いことは何かを考え、こどもと一緒に解決策を考え、必要があれば周囲の人々に積極的に働きかけて関係を調整しながら、具体的な問題を改善していく仕組みが必要です。

こうした背景から、本委員会では、権利侵害にあっているこどもに寄り添い、ともに解決策を考えるための専門的な「擁護・救済を図る制度」として、「こどもの権利擁護・救済委員(仮)」を本市に導入すべきだと考えました。

この制度が活用されるためには、市はもちろん、保護者や市民等、育ち学ぶ施設の理解と協力が不可欠です。今後、本市のこどもたちの権利侵害の実態や相談状況を分析し、予算や組織体制、人員配置なども検討した上で、必要な事項を条例に決めました。

第6章 条例の推進

第6章「条例の推進」ではこどもの権利を保障するまちづくりを実現するため、市の施策を計画的に推進するとともに、評価・検証の仕組みなどについて規定しています。

計画

- 市は、この条例の推進を図るため、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画(以下、「こども計画」という)を定める。
- こども計画には、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の規定に基づいて策定するこども施策についての計画を位置づける。
- こども計画の策定にあたっては、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとする。
- 市は、こども計画にこの条例の推進を図るために、必要な事項を定める。
- この条例を推進するため、定期的に、こどもの状況等について調査を行い、その結果を公表する。

評価および検証

- 市は、こども計画の実施の状況を評価・検証しなければならない。
- 市は、評価・検証にあたり、富田林市子ども・子育て会議条例(平成25年7月1日条例第29号)に規定する富田林市子ども・子育て会議に諮り、意見を聴くものとする。
- 市は、評価・検証にあたり、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くものとする。
- 市は、評価・検証結果や前項の意見について、公表するとともに、必要に応じて改善を行う。

関係機関との連携および施策、計画との整合

- 市は、こどもの権利を保障するための施策が適切かつ円滑に行われるように、関係機関と連携する。
- 市は、こどもに関する施策の推進および計画の策定にあたっては、こどもの権利が適切かつ円滑に保障されるよう、本条例との整合を図る。

【解説】

本条例の推進について決めました。第4章こどもの権利を保障するまちづくりを推進し、条例の実現を図るために必要な事項を定めることで、こどもの権利の保障を計画的に行っていきます。また、評価や検証方法を規定することで、実効性を担保しています。

計画の策定、評価および検証において、こどもの参加する機会を設け、その意見を聴くことを記載しました。その際、第4章こどもの権利を保障するまちづくりの推進 こどもの意見表明および参加の第〇条で記載しているこどもの年齢、発達および状況に配慮した多様な手法を用いて実施します。